富山市総合体育館Rコンセッション事業
入札説明書等に対する質問（第2回）の回答

令和6年2月

富山市

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
1	入札説明書	6	2.(5).3).ク.※	自主事業	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No3を受けての質問です。 「提案審査様式集4（資金・収支計画書）」において、自主事業の収入および支出について分類のうえで記入するとのことについて、現状の書式どおりに入力すればその要求を満たすのでしょうか。そうでない場合、具体的にエクセル内のどのシートにおいてどのように分類して記入すべきかをご教示願います。	「様式5-4-5長期収支計画表、5-4-6収入明細表、5-4-7支出明細表」において、自主事業の収入及び支出と、それ以外が、行で区別されるように記入してください。
2	入札説明書	7	2.(5).4).①ウ	利用料金収入	「本施設の利用料金は事業者が自らの収入として収受することができる」とあるが、駐車場収入も含まれる認識で相違ないか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	2	1.4.2	対象施設	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No15に関連して、親水広場に関する以下の資料をお示しください。 ・直近5年間の収入（収入の内訳含めて） ・直近5ヵ年の経費（内訳含めて） ・直近5年間の利用（イベント）内容及び利用団体	所管部署と調整を行っており、今後追って提示を検討いたします。
4	要求水準書	3	1.4.3.(2)	期初改修業務	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No16にて、1月1日に発生した能登半島地震の損傷は貴市または現指定管理者にて修繕等の対応を行うとのことでしたが、実際に修繕対応箇所はあったのでしょうか。期初改修の内容と重なる事項が無いか確認したく、ご教授ください。	本回答公表時点で、能登半島地震の影響によって不具合が発生し、修繕等の対応を行った箇所はありません。
5	要求水準書	8 9	1.7.1.(1) 1.7.1.(2)	事業者が加入すべき保険	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No19を受けての質問です。 火災保険は施設所有者である貴市が加入すべき保険であり、事業者の加入責任はないとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者による火災保険の加入を必須とはしていません。質問No.7の回答をご参照ください。なお、本市が加入している「建物総合損害共済」では、事業者の故意又は重大な過失による火災については、補償の対象とはなりません。
6	要求水準書	8 9	1.7.1.(2)a	事業者が加入すべき保険	維持管理・運営業務等に係る保険について質問です。事業者は、本施設の維持管理・運営業務期間（開業準備機関において運営を先行開始している期間を含む）において、第三者賠償保険、火災保険に加入すること。とありますが、本施設の所有者である貴市が加入している「建物総合損害共済」「市民総合賠償補償保険」で保障されないのでしょうか。ご教示ください。	本市が加入している「市民総合賠償補償保険」では、「身体・財物」に対する損害が対象であり、例えば興行中止等による第三者への賠償は、補償の対象とはなりません。
7	要求水準書	8 9	1.7.1.(1) 1.7.1.(2)	事業者が加入すべき保険	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No19にて、「なお、火災保険の加入については、保険の加入と同等の効果がある手法について事業者が提案することができます。」との回答がありましたが、同等の効果がある手法とはどのような内容を想定されていますでしょうか。ご例示ください。	本市が加入している「建物総合損害共済」及び「市民総合賠償補償保険」や事業者が加入する第三者賠償責任保険等による補償によって、火災等に起因する損害を担保できると本市が認めた場合などを指します。
8	要求水準書	17	2.4.4.c	留意事項	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No25にて、下記の減免実績をお示し頂いております。 令和2年度 減免件数：385件 減免額：24,834,970円 令和3年度 減免件数：442件 減免額：30,796,120円 令和4年度 減免件数：626件 減免額：37,959,860円 令和2年度から年々、減免件数や減免額が年々増えている理由は、新型コロナウイルスから利用件数が回復したからでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	ご理解のとおりです。令和2年度以降、減免件数や減免額が増加している理由については、新型コロナウイルス感染症に起因する利用の減少が回復したものと考えております。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
9	要求水準書	51	8.2.4.	総合案内業務	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No48にて、現指定管理者の要員配置状況は、別紙36の管理体制（配置人数）を参考するようにとご回答頂きましたが、別紙36はあくまで仕様書の人数かと思います。実際の配置人数と齟齬は無いとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。 その際は下記のような形にて、1日の基本的なシフトをお示しください。 ・総括責任者・・・〇人（〇時～〇時） ・副責任者・・・〇人（〇時～〇時） ・受付・・・〇人（〇時～〇時） ・事務職員・・・〇人（〇時～〇時） ・トレーニング室・・・〇人（〇時～〇時）	実際の配置人数は、別紙36の管理体制（配置人数）のとおり運用されていると現指定管理者より報告を受けています。
10	要求水準書	54	9.1.2.g	興行場法	「興行場法上の取り扱いについては、事業者は本施設について、第1アリーナを対象とする興行場としての許可を受けることとし、手続きを行うこと。なお、上記fと同様に、別紙14を参考とすること。」とあります。 興行場としての許可とは、「興行場の営業許可申請」という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	54	9.1.2.g	興行場法	「興行場法上の取り扱いについては、事業者は本施設について、第1アリーナを対象とする興行場としての許可を受けることとし、手続きを行うこと。なお、上記fと同様に、別紙14を参考とすること。」とあります。 興行場としての許可を受けるにあたっては、「富山市興行場法施行条例による施設基準」、「富山市火災予防条例」に適合するものとし、別紙14「興行場等に係る技術指針」は、参考で適合まで求めないという扱いでよろしいでしょうか。	興行場法における興行場の営業許可を受けるにあたって適合させるのは、富山市興行場法施行条例に基づく興行場の施設基準となります。
12	要求水準書		別紙39	第一アリーナ　床	床下地鉄骨が「サービス対価必須項目」となっています。しかし、フローリングの更新は「任意」となっています。 フローリングに関しても「サービス対価必須項目」という認識で良いでしょうか。ご教示ください。	記載誤りのため、別紙39及び様式4-1を修正します。第１アリーナ床の2年目について、正しくは、床下地鉄骨が「△その他修繕・更新業務対応想定箇所」、フローリングが「▲サービス対価必須項目」となります。
13	要求水準書		別紙39	電動リフター	電動リフターの仕様（メーカー・品番）をお示しください。	既存の電動リフターの仕様は、下記のとおりです。 メーカー　エイハン・ジャパン株式会社 品番　ULⅡ25
14	要求水準書		別紙39	エレベーター本体	「フルメンテナンス契約のため修繕費用は計上しない」と記載がありますが、2038年までフルメンテナンス契約は継続されるという認識でよろしいでしょうか。また、契約者は貴市という認識でよろしいでしょうか。併せてご教示ください。	フルメンテナンス契約の契約者は現指定管理者であり、単年度契約を継続して締結しています。
15	要求水準書		別紙43	現行の減免要綱について	現在の減免規定は適用されなくなり、減免を想定する場合は事業者側で設定することになると理解していますが、「スポーツ施設使用料等の減免取扱基準」に記載のある「富山市及び富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱」も廃止され、該当する内容は事業者側で設定できるようになるとの理解でよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	「富山市及び富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱」が廃止されるのではありません。本施設については「スポーツ施設使用料等の減免取扱基準」が適用されず、事業者から減免等に係る提案がある場合は、新条例等の中で規定することとなります。
16	要求水準書		別紙50	利用料金収入実績（直近5年度分）	「人件費補助金」について、どのような位置づけの行政負担だったのでしょうか。 「人件費」と同額であることは理解しておりますが、「指定管理委託料」に含めず別項目として「人件費補助金」を設定している理由をお示しください。	現指定管理者は、本市が出資する外郭団体であることから、公益性を鑑み、人件費については管理運営補助金として支出しているものです。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
17	要求水準書		別紙50	利用料金収入実績（直近5年度分）	別紙50　利用料金収入実績（直近5年度分）について、令和2.3.4年度分の収入の減少は新型コロナ感染症の影響とのことですが、 ①減免内容に変更はなかった理解でよろしいでしょうか。 ②「興行（第1アリーナの他、付随した諸室利用を含む）」について、令和元年度36,531,420円と令和4年度21,715,620円で大きく差が出ております。富山グラウジーズの試合数に大きな違いは無いことを考えると、何故金額に差が生じているのしょうか。貴市の考え得る要因をご教示ください。 仮に減免内容に変更があった場合は、その内容をお示しください。	①別紙43のとおり、令和4年2月に、「トップリーグに加盟する県内アマチュアスポーツチーム市営スポーツ施設減免要項」を制定しています。 なお、実績は令和3年度に2件：減免額計149,700円となっています。令和4年度の実績はありません。 ②令和元年度は、令和4年度と比較してイベントやコンサート等が多く実施されたことから、興行収入が多くなっているものと考えています。
18	要求水準書		別紙50	利用料金収入実績（直近5年度分）	①事業の検証のため、以下の考え方で「個人利用料金」の収入をご教授ください。 （別紙50を確認しても、どの項目が個人利用料金の収入なのかが読み取れないため） ・各施設ごと(第1アリーナ・第2アリーナ・卓球練習場・ランニングコース・フィットネスルーム・体操練習場・弓道練習場・ボクシング室・軽運動室) ・利用種別ごと（大人・小人・高齢者） ②上記①に関連して、フィットネスルームについては、12月券・6月券・3月券・1月券ごとの収入及び購入人数をお示しください。 ③上記①に関連して、体操練習場・弓道練習場・ボクシング室の12カ月券の収入及び購入人数をお示しください。	別紙資料を追加しますので、ご参照ください。
19	要求水準書		別紙50	利用料金収入実績（直近5年度分）	①事業の検証のため、貸館収入（※各施設の個人利用収入は除いた収入）を各施設ごと(第1アリーナ・第2アリーナ・卓球練習場・ランニングコース・フィットネスルーム・体操練習場・弓道練習場・ボクシング室・軽運動室)にお示しください。	個人利用収入を除く施設ごとの貸館収入については、別紙50でお示しした内容のみの提示となります。
20	要求水準書		別紙50	利用料金収入実績（直近5年度分）	駐車場の利用料金収入に加えて、時間帯別出庫台数、駐車場利用時間が分かるデータをお持ちであれば、直近3年分の開示をお願いします。	駐車場の利用料金収入については、別紙50でお示しした内容のみの提示となります。
21	要求水準書		別紙52	広告・自動販売機収入実績（直近5年度分）	確認となりますが、 ・「広告収入」の内容としては、貴市が収受している壁面の行政財産使用料収入 ・「自動販売機収入」の内容としては、貴市が収受している床面の行政財産使用料収入 以上の認識でよろしいでしょうか。 「自動販売機収入」に関連して、自動販売機の設置業者は現指定管理者でしょうか。設置事業者の自動販売機販売収入をお示しください。	「広告収入」については、行政財産目的外使用料も含めた広告掲示に係る広告料収入です。 「自動販売機収入」については、設置事業者である現指定管理者の自主事業収入の額です。 なお、自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料は令和4年度で90,880円です。
22	要求水準書		別紙54	富山市スポーツ協会所有備品リスト	開示頂いた備品（特に指定管理期間満了後に貴市に所有権が移転する備品）について、購入日等をお示しください。 　※新たに買い変えるかどうかの検証が必要なため	取得年月日を別紙54に追加して、修正しますので、ご参照ください。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
23	事業契約書（案）	4	第8条	公租公課の負担	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No73を受けての質問です。 事業契約締結後に判断するのであれば、事業収支を作成するうえで計上する/しないを判断できません。仮に、提案時の事業収支は事業所税を加味せず算定し、事業契約締結後の判断で事業者が事業所税を納めることが決定した場合、本費用に係るサービス対価を追加で認めてもらえるのでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	すでに回答したとおり、利用料金収入を主としているか、利益返還や損失補償の有無等を確認する必要があるため、事業契約締結前に判断することができません。 また、事業者が事業主体（納税義務者）に当たるかどうかは提案内容に応じて定まる性質のものであるため、本市が追加のサービス対価を負担することはありません。
24	事業契約書（案）	4	第8条	公租公課の負担	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No73では「平成17年付総税市第59号総務省自治税務局市町村税課長通知に基づいて判断する」とあります。本事業では、運営のための財源は貴市からのサービス対価に大きく依存しますので、通達の趣旨を踏まえると事業税の免税対象になりえると思います。貴市のお考えをご教示ください。	ご質問の「サービス対価に大きく依存」の具体的な内容が分かりかねますが、すでに回答したとおり、利用料金収入を主としているか否かを確認する必要があります。詳細は個別対話でご説明ください。 なお、平成17年付総税市第59号総務省自治税務局市町村税課長通知の内容は、地方公共団体と指定管理者のいずれが事業主体（納税義務者）に当たるかを示したものであり、ご質問にある「免税」とは同義ではないことをご理解ください。
25	事業契約書（案）	12	第30条等	第三者機関の設置	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No77では「個別事象に即して定めることを想定しています」とあります。関連する各条項（例：第30条、第46条、第47条、第48条、第52条、第92条、第103条乃至第106条）についての貴市の条文案をご教示ください。	個別事象に即して別途定める旨を回答したものであり、事業契約書の条文修正は予定していません。
26	事業契約書（案）	20	第48条	賃金又は物価の変動に基づく期初改修費の変更	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No81では「初回起算日は事業契約締結日」とありますが、日本PFI・PPP協会より内閣府に提出された提言書を踏まえ、初回基準日は入札公告日（2023.12.25）であることを本契約で明記頂けないでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	初回起算日については、物価変動の状況を踏まえて、今後の協議により検討するものとします。
27	事業契約書（案）	20	第48条	賃金又は物価の変動に基づく期初改修費の変更	近年の労務単価の上昇、空調機器、換気機器、衛生機器等、物価高騰による機器単価が上昇、他冷媒銅管が昨年に比べ1.5倍程度上昇しております。質問№81にもある通り、初回、基準日を入札公告日の２０２３年１２月２５日でお願い出来ますでしょうか。	質問No.26の回答をご参照ください。
28	事業契約書（案）	20	第48条	物価変動及び賃金に基づく期初改修費	現在、富山県内労務単価の上昇、銅ベースの値上がりによりケーブル単価上昇、他原材料高騰により数々の品物が価格上昇になっております。初回、基準日を入札公告日の２０２３年１２月２５日でお願い出来ますでしょうか。	質問No.26の回答をご参照ください。
29	事業契約書（案）	37	第92条	サービス対価の改定及び変更	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No93に関して、本条第2項の増額については、協議が紛糾した場合には、第3項のように貴市の判断が優先されるのではなく、双方合意或いは第三者機関による調停・調整を希望いたします。貴市のお考えをご教示ください。	原文のとおりとします。サービス対価の変更に関する合意が調わず、増額の決定まで過度に長期間を要する事態は、事業者にとっても望ましいものではないと考え、最終的な決定方法を定めたものです。ご理解ください。
30	事業契約書（案）	44	第103条	政策変更	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No97に関して「同種、類似又は競合する施設を設置又は誘致することの決定のみをもって政策変更が適用されるわけではない」と回答頂いておりますが、仮にそうだとすると、事業者は将来に渡って当該事象に晒され、採算面において不安定な立場に陥ってしまいます。貴市において、そのような誘致を検討する際は、事前に事業者と十分な協議をして頂けると理解してよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	本市による同種、類似又は競合施設の設置又は誘致にあたっては、第103条第1項各号の事由に該当するか否かという本事業への影響度を含め、事前に事業者と協議を行います。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
31	事業契約書（案）	－	別紙8	サービス対価Ｂ－２（割賦元本分）及びＢ－３（割賦金利分）	適用金利は、基準金利＋スプレッドになるものと理解していますが、適用金利と基準金利（参照指標）の考えについて契約書にお示しください。	まず、本事業のサービス対価A・Cでは、事業者の資金調達によるサービス対価の平準化を予定していません。 本事業のサービス対価Bでは、事業者の提案に基づいて、支払計画が定められます。つまり事業者の提案によって借入の有無や時期が異なることから、基準金利やスプレッドの考え方は用いていません。 「様式5-4-4-b.1」において、割賦金利の利率と設定の考え方について提案してください。割賦金利の設定については、事業者の提案に基づき事業契約の締結までに本市と協議して定めます。
32	事業契約書（案）	－	別紙8	サービス対価の支払方法	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No117では「今後の協議により検討するものとします」とありますが、日本PFI・PPP協会より内閣府に提出された提言書を踏まえ、初回基準日は入札公告日であることを本契約で明記頂けないでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	質問No.26の回答をご参照ください。
33	提案審査様式集4（資金・収支計画書）	－	5-4-4-b	割賦金利の利率	金利欄を①基準金利欄、②スプレッド欄、③合計欄に分解ください。また、貴市に提案する金利について、基準金利の適用基準日をご提示ください。	質問No.31の回答をご参照ください。
34	様式集作成要領	7	3.(3).Ⅱ	修繕・更新への対応	期中改修工事に含まれる工事において、休館を余儀なくされる作業が見込まれる場合、期初改修工事にて実施すべきと思いますが、6-3「修繕・更新への対応」にて提案させて頂ければ宜しいでしょうか。	期初改修及び期中改修の内容や実施時期に関する提案については、「様式4-1修繕計画提案書」及び「様式6-1事前調査・修繕計画策定」においてお示しください。
35	様式集作成要領	12	4.(1).1)	作成時の留意点	令和6年2月に公表された「入札説明書等に対する質問（第1回）の回答」No130を受けての質問です。 関心表明書を添付する場合のルールが不明につき、詳細をご教示ください。 ・どの様式番号の補足資料として添付するのか ・まとめて巻末に補足資料として添付するのか ・両面コピーや1枚に複数の関心表明書を集約して印刷することは問題ないか ・表紙の必要有無　など	関心表明書を添付する場合は、「提案審査に関する提出書類」の巻末に添付して提出してください。関心表明書の書式については任意となります。
36	様式集作成要領	13	4. 3).(2)	提出時の留意点	様式4及び様式5～10、様式11それぞれのファイルの表紙、背表紙、裏表紙の記載に特段指定はありませんでしょうか。ご教示ください。	ファイルの表紙、背表紙、裏表紙については、任意ですが、ファイルの内容や他のファイルとの区別が明確に把握できるように、シール等適宜の方法で記載してください。
37	その他			収支情報	PFI事業における収支試算の参考としたいため、2024年1月時点で公表できる数値で構いませんので、2023年4月～2024年1月までの収支実績をお示しください。 ※なお、収入・経費の項目は、令和4年度のモニタリングレポートの科目の内容で開示頂きたく存じます。	別紙資料を追加しますので、ご参照ください。
38	その他			現指定管理者に別途委託している業務	現在の指定管理の業務以外で、本施設の運営関連で貴市が現指定管理者に委託している業務はございますでしょうか。 ある場合、 ①委託業の内容及び金額 ②PFI事業者による当該委託契約の継続の有無 以上についてお示しください。	左記の業務はありません。